

“京都を彩る建物や庭園”所有者交流事業企画運営業務委託 受託候補者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、“京都を彩る建物や庭園”所有者交流事業企画運営業務（以下「業務」という。）の委託に当たり、事業を効果的に実施するため、受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 この要領は、業務の委託が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に掲げる場合に該当するものとして随意契約を行う場合に適用する。

(受託候補者選定委員会)

第3条 受託候補者の選定を行うために、“京都を彩る建物や庭園”所有者交流事業企画運営業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は別表に掲げる委員をもって構成する。
- 3 委員会には、委員長を置き、委員長は文化財担当部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 5 委員会の庶務は、文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課において行う。

(委員会の公開)

第4条 委員会は、非公開とする。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

(業務の受託希望するものの要件)

第5条 業務の受託を希望するもの（以下「参加者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 応募時点において、京都市競争入札参加資格を有すること
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申立てした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと

(企画提案書)

第6条 参加者は、別に定める募集要領に基づき企画提案書を作成し、提出しなければならない。

- 2 提出された企画提案書が次の各号に掲げる事項に該当すると認めた場合は、当該企画提案書を無効とすることができる。
 - (1) 企画提案書に虚偽の記載があると認められる場合
 - (2) 企画提案書に記載された担当者等が、契約締結後に当該業務に従事できない場合。
ただし、止むを得ない事情があるものとして認められた場合はこの限りではない。
 - (3) 企画提案書に記載された見積金額が、予定価格を超えた場合
 - (4) 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(問合せ)

第7条 参加者は説明書について問い合わせることができる。

- 2 前項の問合せを受けた場合は、質問者に回答するとともに、質問及びその回答内容について、質問者を特定できる情報は削除したうえで、文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課のホームページに回答を掲載する。

(受託候補者の選定)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項に加え、別に定める評価基準に基づき評価を行い、最も適当な者を受託候補者として選定する。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) その他特に留意する必要があると認められること

(選定結果の通知)

第 9 条 委員会は、参加者に対して、選定結果について書面で通知する。

2 参加者は、前項の選定結果の通知を受けた日から休日を除く 3 日以内に、当該通知に対して、書面により説明を求めることができる。

(補則)

第 10 条 この要領において別に定めることとされている事項は、文化財担当部長が定める。

2 この要領に定めるもののほか、受託候補者選定に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

(施行期日)

この要領は決定の日から施行する。

別表 “京都を彩る建物や庭園”所有者交流事業企画運営業務受託候補者選定委員会の委員

文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財担当部長
文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課長
文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課 文化遺産普及・活用担当課長
都市計画局 都市景観部 景観政策課長